

委託契約書(案)

いばらき・とちぎ広域観光推進協議会（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）とは、令和6（2024）年度いばらき・とちぎ観光デジタルプロモーション
事業について次のとおり委託契約を締結する。

（委託事業）

第1条 甲は、次の業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託する。

- （1）委託業務の名称 令和6（2024）年度いばらき・とちぎ観光デジタルプロモーション
事業
- （2）委託業務の内容 別添「令和6（2024）年度いばらき・とちぎ観光デジタルプロモー
ション事業業務委託仕様書」「（以下「仕様書」という。）のとおり
（3）委託期間 契約締結の日から令和6（2024）年12月27日まで
（4）委託料 金 円（消費税及び地方消費税額_____円を含む。）
（5）契約保証金 （※契約時に適宜記載）

（委託業務の遂行）

第2条 乙は、委託業務を甲の定める仕様書に従って実施しなければならない。仕様書が
変更された場合も、同様とする。

2 前項のほか、乙は、委託業務の実施方法について、甲の指示に従わなければならない。

（業務遂行上の責任者）

第3条 乙は、委託業務に関して、甲と連絡調整を行う業務遂行上の責任者を定め、甲
に書面で通知するものとする。

（委託料の減額）

第4条 引き渡された当該成果品が契約不適合である場合において、甲が相当の期間を
定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不
適合の程度に応じて委託料の減額を請求することができる。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、甲は、同項の催
告をすることなく、直ちに委託料の減額を請求することができる。

(1)履行の追完が不能であるとき。

(2)乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3)契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしな
ければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしな
いでその時期を経過したとき。

(4)前3号に掲げる場合のほか、甲が前項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがな
いことが明らかであるとき。

3 第1項の契約不適合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前2
項の規定による委託料の減額の請求をすることができない。

(委託料の支払)

第5条 甲は、第1条に規定する委託費を、委託業務が終了し、第8条の規定による適合の通知をした後、乙からの請求書を受理した日から起算して30日以内に支払うものとする。

2 甲の責めに帰する事由により、前項の期限内に支払がなかった場合は、乙は、その請求金額につき、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、甲は、乙の請求により、事業実施のため必要があると認められる金額については、委託費の90パーセント以内の額を概算払することができる。

4 乙は、前項の概算払を請求するときは、概算払請求書（別紙様式1）を甲に提出するものとする。

(再委託の制限)

第6条 乙は、この委託業務達成のため、委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることを必要とするときは、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。

(委託業務の実績報告)

第7条 乙は、委託業務が終了したときは、委託業務の成果を記載した実績報告書（別紙様式2）を委託業務終了の日から起算して10日以内に、甲に提出しなければならない。

(適合の検査及び額の確定)

第8条 甲は、前条の規定により乙から委託業務終了報告書の提出を受けたときは、遅滞なく、当該業務がこの契約の内容に適合するものであるかどうかを検査し、適合すると認めたときは、委託費の額を確定し、その旨を乙に対して通知するものとする。

2 乙は、前項の検査の結果不合格となり、成果品について補正を命じられたときは、遅滞なく補正を行い、補正完了報告書を甲に提出しなければならない。

3 前項の規定により補正完了報告書の提出があった場合は、第1項の規定を準用する。

(契約内容不適合)

第9条 乙は、甲の検査に合格した成果品であっても、当該成果品がこの契約の内容に適合しないことが判明した場合には、検査後1年間は、これを無償で完全なものと引き換え、又は補償をしなければならない。

2 乙は、甲に対して前項の不適合により生じた損害を賠償しなければならない。

(秘密の保持)

第10条 乙は、委託業務の実施に際して知り得た事実を第三者に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第11条 乙は、委託業務を処理するため個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第2項第1号において準用する同条第1項及び第67条の規定の遵守に関し必要な措置を講ずるほか、別記特約事項を遵守しなければならぬ

い。

(委託業務の中止等)

- 第12条 乙は、災害その他やむを得ない事由により、委託業務の遂行が困難となったときは、その事由及び経過を記載した文書を甲に提出し、その指示を受けなければならない。
- 2 甲は、前項の文書が提出されたときは、乙と協議のうえ、契約の解除又は一部の変更を行うものとする。
- 3 前項の規定により契約を解除したときは、第5条及び第8条の規定に準じ、精算するものとする。

(委託業務の変更)

- 第13条 乙は、前条第1項に規定する場合を除き、仕様書に記載された委託業務の内容を変更しようとするときは、その旨を文書により甲に申し出て、その承認を受けなければならない。

(契約の解除等)

- 第14条 甲は、乙がこの契約に違反した場合は、契約を解除し、又は変更し、既に支払った委託料の全部又は一部の返還を請求することができる。
- 2 前項の規定による解除又は変更によって生じた損害については、甲は、その責めを負わないものとする。

(契約の費用)

- 第15条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(委託業務の報告等)

- 第16条 甲は、必要があると認めるときは、乙から委託事業の実施状況、委託費の使途その他必要事項について報告を求め、又は実地に調査できるものとする。

(著作権)

- 第17条 乙は、この委託業務にあたり使用した写真、イラスト及び原稿を、納品時に全て甲に引き渡すものとする。この際、当該写真、イラスト及び原稿に関する著作権は、他印刷物等への再利用に係る権利を含めて乙から甲へ譲渡するものとする。

(暴力団による不当介入があった場合の報告義務)

- 第18条 乙は、組織又は集団の威力を背景に集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れのある関係者（暴力団等）から不当介入（不当要求または納品等への妨害）を受けた場合は、その旨について、甲に対する報告を行わなければならない。

(疑義の処理)

- 第19条 この契約に定めのない事項及びこの契約に疑義が生じたときは、甲の指示により処理するものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和6（2024）年　月　日

茨城県水戸市笠原町978-6
甲　いばらき・とちぎ広域観光推進協議会
会長　神鳥 明日子

乙

(別記)

特　記　事　項

1 受託者の責務

委託業務を処理するに当たっては、法人情報及び個人情報（以下「法人情報等」という。）の保護の重要性を認識し、企業の権利利益の保護に十分留意して行うように努めること。

2 法人情報等の収集の制限

委託業務を処理するため法人情報等を収集するときは、委託業務の目的を達成するために必要な範囲内で行うこと。

3 法人情報等の目的外利用及び外部提供の禁止

委託業務を処理するため、調査収集及び作成した法人情報等は、委託業務を処理するためのみ利用するものとし、他の目的のために使用し、又は第三者に提供しないこと。

4 守秘義務

委託業務の処理に当たり、情報の収集整理にあたっては、雇用にあたり、情報の守秘を義務づけると共に、十分な教育を行い、法人情報等の外部への漏えいを防止すること。

5 情報についての事故報告

法人情報等について外部への漏えいその他の事故が発生したときは、速やかに甲に報告し、その指示を受けること。

令和 年 月 日

いばらき・とちぎ広域観光推進協議会
会長 神鳥 明日子 殿

(受託者)

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

概算払請求書

令和6（2024）年度いばらき・とちぎ観光デジタルプロモーション事業業務委託の委託料に係る概算払請求について、下記のとおり請求します。

記

1 金 円

(請求額算定表)

区分	金額
契約	円
概算払受領済額	円
今回請求額	円
残額	円

2 請求額の受領方法 口座振替払

振込先金融機関		
振替	預金種別	普通・当座・その他
口座	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義	

3 概算払を必要とする理由

令和 年 月 日

いばらき・とちぎ広域観光推進協議会
会長 神鳥 明日子 殿

(受託者)

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

実績報告書

令和 年 月 日付けで契約した令和6（2024）年度いばらき・とちぎ観光デジタルプロモーション事業業務委託について、下記のとおり事業が完了したので、原契約書第7条の規定により報告します。

記

1 委託期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

2 委託料

円

3 事業成果品

別添のとおり